

重要事項説明書

全福ネットあんしん労災（全福ワンコイン労災）

各センターの会員企業が全福ネットあんしん労災（全福ワンコイン労災）の共済商品の内容を理解するために必要な情報である 100 円共済に関する契約概況や加入に際しての注意喚起すべき情報（注意喚起情報）を記載した文書です（全福ネットあんしん労災の共済元受団体である友愛共済協同組合の「労災補償共済約款」を要約し記載した文書）。

各センターの会員企業をご加入の申込みをするにあたり、記載内容を了知していただく必要があります。

全福ネットあんしん労災（全福ワンコイン労災）

重要事項説明書（友愛共済協同組合 労災補償共済）

○ 共済用語のご説明（重要事項説明書をお読みいただくにあたってご参照ください）

- ☆約 款：友愛共済協同組合（以下「当組合」といいます。）が本共済契約に関する取り決めに記載したものの。
- ☆重要事項説明書：約款の大切な部分を抜き出したものが「重要事項説明書」です。
- ☆被 共 済 者：SC 会員企業（国の労災保険に加入している事を要します）。
- ☆被 用 者：SC 会員企業に雇用され国の労災保険等の給付の対象となる者をいいます（一般的に従業員）。
- ☆法 定 外 補 償：被用者が業務上の事由により保険期間中に身体の障害を被り、国の労災保険等の認定を受けた場合に、被共済者が国の労災保険等の上乗せ補償（給付）を行うための共済。
- ☆共 済 金：被用者が約款で定める支払事由（業務上災害死亡、通勤途上災害死亡、業務上・通勤途上災害後遺障害）に該当されたときにお支払するお金。
- ☆業 務 上 災 害：業務（仕事）の遂行に起因して被用者（従業員）が被った負傷、疾病、死亡等。
- ☆通 勤 途 上 災 害：被用者（従業員）が通勤中に被った負傷や疾病、障害又は死亡。
- ☆後 遺 障 害：業務上災害、通勤途上災害で負傷し、傷害の治療が終了した後も、身体に残った障害。
- ☆共 済 契 約 者：当組合と共済契約を結び契約上の権利、義務を持つもの（本共済契約では一般社団法人全国中小企業勤労者福祉サービスセンターが共済契約者となります）。
- ☆共 済 期 間：契約による補償が続く期間。本共済ではご加入し補償の責任が開始される日から、最初に到来する 3 月 31 日までの 1 年以内となっています。
- ☆責 任 開 始 期：当組合がご契約上の補償を開始する時期。
- ☆更 新 ・ 更 新 日：共済期間の終了後も原則としてこれまでと同じ補償内容・補償額・補償期間で契約が継続される制度です。本共済は共済期間満了の日である 3 月 31 日の翌日、4 月 1 日に更新され更新しない申し出がなければ自動更新となります。
- ☆満 期 返 戻 金：保険や共済が満期（共済期間満了）になったときに戻ってくるお金。
- ☆解 約：将来に向かって保険契約を解消すること。解約によって契約は消滅し、以降の補償はなくなります。
- ☆解 約 返 戻 金：解約したときに戻ってくるお金。
- ☆告 知 義 務：被共済者が加入の申込みをするときに、被用者の健康状態や職業等、当組合がおたずねする重要なことからについて、ありのままに報告していただく義務。
- ☆失 効：払込猶予期間が過ぎても掛金の払込がなく、本共済の補償が失われること。
- ☆復 活：失効した補償を当組合の承諾を得て、有効な状態に戻すこと。
- ☆ク ー リ ン グ オ フ：クーリングオフとは、一定の契約に限り、一定期間、説明不要で無条件で申し込みの撤回又は契約を解除できる法制度。

○ ご契約に際しての重要事項

お申込みの前に、必ずお読みください。

加入概要 ～ご加入の概要について～

この「加入概要～ご加入の概要について～」はご加入に際し、共済商品の内容をご理解いただくために特に重要な事項をわかりやすく説明したものです。ご加入前に必ずお読みいただき、内容をご確認のうえお申し込みいただきますようお願いいたします。また本書面は、ご加入に関する全ての内容を記載しているものではありません（本共済の共済者である友愛共済協同組合「労災補償共済約款」に基づきます）。なお、ご不明な点につきましては、友愛共済協同組合全福ワンコイン労災係（以下、「全福ワンコイン労災係」）までお問い合わせください。

1 商品の仕組みについて

この商品は、一般社団法人全国中小企業勤労者福祉サービスセンター（全福センター）に加盟する全国・中小企業勤労者福祉団体（以下、「SC」といいます。）の会員を被共済者として、会員の被用者が業務上災害ならびに通勤途上災害について国の労災保険の給付の上乗せとしての法定外補償制度に基づく補償責任により被る損害を補償する共済です。

2 補償内容について

共済金の種類、共済金のお支払事由や、お支払できない場合等について記載しております。

共済金の種類	お支払事由	お支払できない場合
業務上災害死亡共済金	被用者が業務上の理由により身体の障害を受け死亡した場合	(1) 被共済者、またはこれらの事業場の責任者の故意 (2) 被共済者の下請請負またはその被用者が被った身体の障害 (3) 被用者の故意または重大な過失のみによって、その被用者が被った身体の障害
通勤途上災害死亡共済金	被用者が通勤時（出退勤時）の事故により身体の障害を受け死亡した場合	(4) 被用者が法令に定められた運転等の資格を持たないで、または飲酒状態もしくは麻薬等の薬物により正常な運転等ができない恐れがある状態で運転等を行っている間に生じた事故により被用者の被った身体の障害
業務上災害（通勤途上災害）後遺障害共済金	被用者が業務上の理由（あるいは通勤時の事故）により身体の障害を被った結果、後遺障害が生じた場合	(5) 風土病、職業性疾病による身体の障害 (6) 地震、噴火、津波 ^{※1} (7) 戦争その他の変乱 ^{※2}

※1・2：共済の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと共済者である友愛共済協同組合が認めたときは上記（6）、（7）の規定に関わらず共済金を全額または削減してお支払致します。

3 共済期間について

- (1) 共済期間は1年以内とします。
- (2) 加入日、更新日から最初に到来する3月31日までとします。

4 更新

共済期間満了日の1ヶ月前までに被共済者が更新しない旨の届出をしない限り共済期間の満了日の翌日、4月1日に更新され加入が継続するものとします。

5

お引受け条件について

- (1) この共済の加入者は、SCの会員企業である事を要します。
- (2) この共済の被共済者（SC会員企業）は、国の労災保険に加入されている事を要します。

6

共済掛金について

被用者様の共済掛金につきましては、全額被共済者（SC会員企業）が負担いたします。

7

共済掛金の払い込み方法について

- (1) この共済の共済掛金の払込方法は、原則年払いとなります（事業所規模等により月払い可）。
- (2) 共済掛金は当組合の指定する銀行口座へのお振込みを願います。

8

満期返戻金

この商品には、満期返戻金はございません。

9

解約返戻金

ご加入後に解約される場合は、当組合にご連絡ください。なお、解約返戻金はございません。

注意喚起情報 ～ご加入の際にご注意いただきたい事柄～

1

クーリングオフについて

共済期間が1年以下であるため、クーリングオフの取扱いは設けません。

2

告知義務について

申込人または被共済者には、ご加入時に加入申込書の記載事項について事実を正確に告知して頂く義務（告知義務）があります。加入申込書に記載された告知事項は危険に関する重要な事項です。加入申込書の記載内容を必ずご確認ください。

3

通知義務について

本共済加入後に被共済者（SC会員企業）が住所・氏名を変更した時は遅滞なく、その旨を「全福ワンコイン労災係」へご通知ください。

4

責任開始期について

- (1) 共済者（友愛共済協同組合）は、共済加入の申込を承諾した日の翌月1日を加入日とし、当該共済の責任を負います。ただし、第1回目の共済掛金が振り込まれない間は当該共済の責任は発生いたしません。
- (2) 共済加入における共済者（友愛共済協同組合）の責任開始期は、加入日の午前0時とします。

5

共済金を支払わない場合

本重要事項説明書「加入概要」に記載されている「2. 補償内容について」の「お支払できない場合」を必ずご確認ください。

6

共済掛金の払込猶予期間について

第2回目以降の共済掛金の払込みについては、払込期月の属する月の翌月末までを払込猶予期間とします。

7

加入の失効および復活について

- (1) 共済掛金払込猶予期間中に共済掛金が振込まれなかった場合は、共済掛金の払込期日に遡って共済加入が失効します。
- (2) 猶予期間満了の日の翌日から1ヵ月以内に、共済者（友愛共済協同組合）所定の復活請求書を提出し、共済者が承認後延滞している共済掛金が払い込まれた場合、共済加入は失効した日に遡って復活します。

8

解約と解約返戻金について

ご加入後に解約される場合は、「全福ワンコイン労災係」にご連絡ください。なお、解約返戻金はありません。

9

共済掛金・共済金額の変更について

- (1) 共済者（友愛共済協同組合）が必要と認めた場合には、共済期間中であっても、この共済の共済掛金の追徴又は共済金の減額をすることがあります。
- (2) 共済期間中に共済金のお支払事由が集中して発生し、共済金お支払のための財源が不足し、共済者（友愛共済協同組合）の経営に重大な影響を及ぼすと判断したときは、共済掛金の計算方法を見直す（増額）ことがあります。

○ その他ご注意いただきたい重要な事項

1

ご加入の際にご注意いただくこと

- * ご記入内容を十分お確かめの上お申し込み願います。

2

共済金のご請求のお手続について

- * 共済金等支払い事由が発生したときは、速やかに「全福ワンコイン労災係」（03-6659-5773）にご連絡ください。所定の共済金等請求書類をお送りします。

3

非課税

- * 共済掛金は一定の要件のもとで全額損金処理が可能です。（個人事業主の場合は必要経費）詳しくは、税理士または所轄の税務署までお問い合わせください。支払われる共済金は課税とはなりません。

～ご不明な点は、お気軽に以下へお問い合わせください～

友愛共済協同組合 全福ワンコイン労災 係

〒130-0026 東京都墨田区両国4丁目37番2号 TKFビル4階

TEL 03-6659-5773

FAX 03-6908-7611

（営業時間 月～金 10:00～16:00 土日・祝日・年末年始を除く）